

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-511285(P2005-511285A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-550901(P2003-550901)

【国際特許分類】

B 0 1 J 29/80 (2006.01)

C 0 7 C 6/12 (2006.01)

C 0 7 C 15/085 (2006.01)

C 0 7 B 61/00 (2006.01)

【F I】

B 0 1 J 29/80 Z

C 0 7 C 6/12

C 0 7 C 15/085

C 0 7 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月30日(2005.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

この第2のゼオライト成分は酸形の12員環を有する任意のゼオライトとすることができる。この好ましい第2のゼオライト成分は、ベータゼオライト、MCM-22、MCM-36、MCM-49、ERB-1、SSZ-25、OmegaおよびYゼオライトの1つ以上から選択され、ベータゼオライトが最も好ましい。ゼオライトMCM-22は米国特許第4,992,606号に記述され、ゼオライトYは米国特許第3,130,007号に記述され、そしてこれらの変形は米国特許第4,459,426号と米国特許第4,798,816号に記述されている。このゼオライトベータ成分は、存在する場合には

[(x/n)M(1±0.1-x)TEA]AlO₂·ySiO₂·wH₂O

の組成を有する。ここで、xは1未満であり、yは5~100の範囲内にあり、wは0~4の範囲内にあり、Mは周期律表のIA、IIIA、IIIA族に属する金属であるか、あるいは遷移金属であり、そしてTEAはテトラエチルアンモニウムである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

ゼオライトMCM-22は米国特許第4,992,606号に記述され、ゼオライトYは米国特許第3,130,007号に記述され、そしてこれらの変形は米国特許第4,459,426号と米国特許第4,798,816号に記述されている。ゼオライトベータは、変形を含めて当業界で既知であり、最初に米国特許第3,308,069号とUS Re 28,341に記述され、後に米国特許第4,891,458号とEPO 4328

14に記述されている通りである。このゼオライトベータ成分は、存在する場合には、次の組成を有する。



ここで、 x は1未満であり、 y は5~100の範囲内にあり、 w は0~4の範囲内にあり、 M は周期律表のIA、IIA、IIIA族に属する金属であるか、あるいは遷移金属であり、そしてTEAはテトラエチルアンモニウムである。